

出産・子育て応援給付金

妊娠期から一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費用助成等を目的とする「出産応援給付金」、「子育て応援給付金」を支給いたします。

1 給付金の申請対象者

(1) 出産応援給付金（妊娠時の給付5万円）

母子健康手帳の交付を受けた妊婦

(2) 子育て応援給付金（出産後の給付5万円※）

乳児を養育する方 ※ 乳児1人につき5万円

（注）どちらの給付金も、対象者の所得制限はありません。



2 申請書交付方法、申請方法

給付を受けるためには、所定の申請書による申請が必要です。

	出産応援給付金（5万円）	子育て応援給付金（5万円）
申請書交付方法	妊娠届を提出いただく時に、窓口での面談後に申請書を交付	産婦新生児訪問（※）時の、面談後に申請書を交付
申請書の提出	各保健推進室に面談後提出	生後4か月になるまでに、各保健推進室に提出
提出書類	申請書、金融機関の口座が分かるものの写し	申請書、金融機関の口座が分かるものの写し

※産婦新生児訪問は、出産からおおむね1か月後に実施します。



3 給付金の受け取り方法

申請時に指定された金融機関の口座へ給付金を振込みます。

問い合わせ先

妊娠・出産・育児に関するご相談

築館・志波姫保健推進室	0228-22-1171
若柳・金成保健推進室	0228-32-2126
栗駒・鶯沢保健推進室	0228-45-2137
高清水・瀬峰保健推進室	0228-58-2119
一迫・花山保健推進室	0228-52-2130

問い合わせ先

出産応援給付金・子育て応援給付金に関するお問い合わせ

栗原市市民生活部子育て支援課
0228-22-2360